

積立定期預金

(2023年1月20日現在)

1. 商品名	積立定期預金	
2. 取扱期間	定めはありません。	
3. お預入れいただける方	法人および個人のお客さま(非居住者を除く)	
4. 預入期間	3ヵ月以上 5年以内(1ヵ月の据置期間を含みます)	
5. 預入方法	(1) 預入方法	契約期間内で分割預入
	(2) 預入金額	1回当たり 1円以上 300万円未満(※法人顧客は1回あたり、1,000万円以内)
	(3) 預入単位	1円単位
6. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。	
7. 利息	(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・預入金額ごとに、その預入日から満期日前日までの日数について、預入日現在における各預入期間に応じた当行所定のスーパー定期預金の金利によって計算します。 ・ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日(中間元加日)を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日現在における当行所定のスーパー定期(2年もの)の金利によって利息を計算するものとし、その利息を元金に組入れ、利息計算日から満期日までの期間については、利息計算日現在における当行所定のスーパー定期(2年もの)の金利を適用します。
	(2) 利払頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する、預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 <p>なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70% 小数点第4位以下切捨て)により計算します。</p>
	(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
8. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまの場合は20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%) 2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税となります。(ただし、マル優ご利用の場合は除きます。) ・法人のお客さまの場合は総合課税(ただし、非課税法人の場合は非課税) 	
9. 手数料	_____	
10. 預金保険	預金保険制度の対象となります。(お一人さまあたり、全額保護の対象預金以外の預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます)預金保険制度について、詳しくは窓口までお問い合わせください。	
11. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金、当座預金からの自動振替による預入ができます。 ・個人の場合はマル優のお取扱いができます。 	

積立定期預金

(2023年1月20日現在)

12. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、預入日から解約日の前日までの日数が6ヵ月以上の場合は、その期間に応じて以下の算式により計算した①および②の利率のうち、いずれか低い利率を適用します。</p> <p>(1)6ヵ月未満 解約日における普通預金金利</p> <p>(2)6ヵ月以上 1年未満 ①上記7.(1)の適用利率 × 50% ②この預金の預入日における「預入期間6ヵ月の店頭表示金利」 × 90%</p> <p>(3)1年以上 2年未満 ①上記7.(1)の適用利率 × 70% ②この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示金利」 × 90%</p> <p>(4)2年以上 3年未満 ①上記7.(1)の適用利率 × 70% ②この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示金利」 × 90%</p>
13. 満期時の取扱い	_____
14. 金利情報の入手方法	金利については窓口までお問い合わせください。
15. その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書換継続日における普通預金金利により計算します。
16. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772